

○富士市審議会等の公募委員候補者登録制度実施要綱

平成29年8月31日

告示第184号

改正 平成29年12月8日告示第221号

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の公募委員候補者登録制度の実施に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政参加の機会を創出し、より多くの市民の意見を市政に反映させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67条）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のほか、学識経験者、市民等からの意見の聴取を目的として開催する懇談会等をいう。

2 この要綱において「公募委員候補者登録制度」とは、審議会等の公募委員（公募による懇談会等への参加者を含む。以下同じ。）として市政に参加する意志を有する市民を公募委員候補者として事前に登録するとともに、登録を受けた者のうちから公募委員を選任する制度をいう。

3 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会及び公営企業管理者（水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。）をいう。

(一部改正〔平成29年告示221号〕)

(公募委員候補者の予定者の選定)

第3条 市長は、本市の住民基本台帳に記録されている者で公募委員候補者として登録しようとする年度（以下「登録実施年度」という。）の4月1日における年齢が満18歳以上のものの中から、無作為に抽出する方法により、別に定める数の公募委員候補者の予定者を選定するものとする。

2 市長は、前項の規定による選定をしたときは、公募委員候補者の予定者に対し登録等に関する事項を通知するものとする。

(公募委員候補者名簿への登録)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた者のうち公募委員候補者として登録しようとする者は、公募委員候補者登録同意書（第1号様式。以下「同意書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、同意書の提出があったときは、当該同意書を提出した者を公募委員候補者として公募委員候補者名簿に登録するものとする。ただし、当該同意書を提出した者が市議会議員及び市職員（特別職の職員で非常勤のものを除く。以下同じ。）である場合を除く。

3 公募委員候補者名簿への登録期間は、登録した日から2年間とする。

(無作為抽出の方法によらない登録)

第5条 第3条の規定にかかわらず、本市の住民基本台帳に記録されている者で登録実施年度の4月1日における年齢が満18歳以上のものは、別に定める期間に同意書を市長に提出することにより、公募

委員候補者としての登録を申し出ることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の登録について準用する。

(登録の変更等の届出)

第6条 公募委員候補者は、登録した事項に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、公募委員候補者登録(変更・廃止)届出書(第2号様式)により市長に届け出るものとする。

(登録の廃止)

第7条 市長は、公募委員候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を廃止するものとする。

- (1) 前条の規定により登録の廃止を届け出たとき。
- (2) 登録の有効期間が満了したとき。
- (3) 市外に転出したとき。
- (4) 市議会議員又は市職員となったとき。
- (5) その他市長が登録を廃止する必要があると認めたとき。

(公募委員候補者名簿の管理)

第8条 公募委員候補者名簿の管理は、総務部行政経営課が行うものとする。

(公募委員の選任)

第9条 実施機関は、審議会等の公募委員を選任しようとするときは、原則として公募委員候補者名簿から公募委員候補者を選定するものとする。

- 2 実施機関は、選定した公募委員候補者に対し、当該審議会等の目的、概要等の必要な説明を行い、当該審議会等の公募委員への就任の意向を確認するものとする。
- 3 実施機関は、前項の規定による確認において、公募委員候補者が公募委員への就任を承諾したときは、当該公募委員候補者を当該審議会等の委員に選任するものとする。
- 4 前項の規定による承諾は、書面により行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公募委員候補者登録制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 第9条の規定は、平成30年4月1日以降に行う審議会等の公募委員の選任について適用する。

附 則(平成29年12月8日告示第221号)

この要綱は、公示の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

公募委員候補者登録同意書

年 月 日

（宛先）富士市長

次のとおり審議会等の公募委員候補者として登録することに同意します。

1 登録に同意する者

ふりがな			
氏名	㊟		
住所			
電話番号			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
電子メールアドレス			

2 参加を希望する分野

	分野	主な内容	希望する欄に○を付けてください。
1	安全・安心	防犯、交通安全、消費、危機管理、防災、治山・治水など	
2	健康・福祉	健康づくり、保健、医療、食育、子育て、介護保険、高齢者福祉、障害者福祉など	
3	産 業	観光、工業、商業、農林水産業、労働・雇用など	
4	環 境	地球環境、自然環境、廃棄物、上下水道など	
5	教育・文化	学校教育、社会教育、青少年健全育成、市民文化、スポーツ、図書館など	
6	都市基盤	市街地整備、道路、公共交通、景観、公園、住宅など	
7	都市経営	まちづくり、市民協働、男女共同参画、多文化共生、総合計画、シティプロモーションなど	

3 会議に参加することができる時間帯

	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
平 日			
休 日			

（注）

- 1 会議に参加することができる時間帯の欄に○を付けてください。
- 2 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和27年法律第178号）に規定する休日をいいます。

第2号様式（第6条関係）

公募委員候補者登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）富士市長

住所
届出者
氏名 ㊟

公募委員候補者登録の変更・廃止をしたいので、次のとおり届け出ます。

変更・廃止の区分	変 更 ・ 廃 止	
変更・廃止の理由		
変 更 内 容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第6条関係）